

裁判例からみる 中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan

中国商標法4条、7条と「商品商標および役務商標の出願」 および「品質責任、消費者保護」



第29回の本稿では、中国商標法第1章「総則」から、商品商標および役務商標の出願について定めた4条、品質責任、消費者保護について定めた7条を取り上げるとともに再審まで争われた関連事件を紹介する。



1. はじめに

前回は、中国商標法第1章「総則」から馳名商標(日本の著名商標に相当)の認定について定めた14条、登録商標の使用が必要であるとあらかじめ規定された商品について定めた6条を解説した。

今回は、中国商標法第1章の規定から、商品商標および役務商標の出願について定めた4条、品質責任、消費者保護について定めた7条を紹介する。4条については、2019年11月1日施行の改正商標法で新たな一文が加わるが、当該改正の契機の一つといわれる最高人民法院の事件を本稿では取り上げる。

2. 中国商標法4条

「自然人、法人またはその他の組織が、生産経営活動において、その商品または役務について商標権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意の商標登録出願について、拒絶しなくてはならない。

本法の商品商標に関する規定は役務商標に適用する」

本条1項は、生産経営活動において商標登録が必要な場合には、商標出願という商標局に対する手続きによって権利取得をすることを規定している。下線箇所は、悪意の商標出願を拒絶の対象とすることを規定するもので、第4次改正中国商標法で新たに加わる内容である(その他については第4次改正前と特に変更なし)。

本条2項は、中国商標法で「商品」とある部分については、役務にも適用されることを規定している。

3. 中国商標法7条

「商標の出願および使用は、誠実信用の原則に従わなければならない。

商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各級の工商行政管理部門は、商標管理によって、消費者を欺瞞する行為を禁止しなければならない」

本条1項は、民法の「誠実信用の原則」が商標出願や商標の使用において

も適用されることを明記した規定である。後述する事件では、同項違反に当たるか否かも問題の一つとなった。

本条2項においては、商標使用者は商品の品質や役務の質に責任を負う旨規定している。商標が付された商品等を見た一般の需要者・取引者は、過去に見た当該商標が付された商品・役務と同一の商品や役務の質を期待するからである。

また、商標管理がずさんな結果、消費者を「欺瞞」するに至るような場合には(例えば、品質の低い商品を品質の高い商品として販売することや、産地などに誤認をもたらすような行為)、行政処分の対象となり得ることを規定している。

4. 最高人民法院による「ユニクロ」 関連商標の再審事件

《(2018)最高法民再396号》

(1) 事件の経緯

広州市指南針会展服務有限公司(以下、指南針社)および広州中唯企業管理諮詢服務有限公司(以下、中唯社)は、

係争商標の共有権者である。係争商標は、2012年3月14日に第25類の商品について出願され、2013年6月21日に登録査定が下された。

優衣庫商貿有限公司（以下、ユニクロ社）と迅銷（中国）商貿有限公司（以下、ファーストリテイリング社）は、共同で「ユニクロ」ブランドを取り扱い、中国各地に専門店を出店した。

2012年11月3日に株式会社ファーストリテイリング（日本法人）は、商標局に国際登録第1133303号商標（ユニクロ社が販売するウルトラライトダウンシリーズ商品に使用する標識。以下、係争標識）の中国を指定する出願を行ったが、一部の指定商品との関係

国際登録第1133303号商標



当事者および係争商標

人民法院：最高人民法院
判決日：2018年12月28日

【当事者】

再審請求人（一審被告、二審控訴人）：優衣庫商貿有限公司
再審被請求人（一審原告、二審控訴人）：広州市指南針会展服務有限公司
再審被請求人（一審原告、二審控訴人）：広州中唯企業管理諮詢服務有限公司
一審被告、二審被控訴人：優衣庫商貿有限公司上海月星環球港店

【係争商標】

登録番号：10619071
出願日：2012年3月14日
公告日：2013年3月20日
登録査定日：2013年6月21日
区分：第25類



において、拒絶された。

指南針社および中唯社は、商標権に基づき、北京市、上海市、広東省、浙江省などの地域において、ユニクロ社、ファーストリテイリング社およびその店舗に対し多数の商標権侵害訴訟を提起した。

（2）一審の争点および判断

a. 一審の争点

ユニクロ社と同社の上海月星環球港店（以下、ユニクロ月星店）による係争標識の使用は、係争商標に係る商標権の侵害に当たるか否か。侵害すると判断された場合、ユニクロ社とユニクロ月星店はどのような民事責任を負うべきか。

b. 一審の判断

ユニクロ社とユニクロ月星店（被告ら）は、指南針社および中唯社（原告

ら）の許可を得ずにインターネット上での宣伝に係争商標と類似する標識を使用し、当該商標が付された商品を販売している。当該行為は商標権の侵害に当たり、民事責任を負うべきであるから、被告らに対し、係争標識の使用の差止めを命じる。

原告らには係争商標の使用意思がなく、訴訟を通じて「ユニクロ」の経営者に係争商標を譲渡し、巨額の賠償または商標譲渡費用を得ることを企んでいる。

係争商標の権利侵害行為は原告らに実際の経済損失をもたらしていない。また、原告らの上述の訴訟行為は商標の使用を奨励し、商標資産を活性化する理念に明らかにもとるもので、登録商標を利用して、機を見てうまく立ち回り、係争商標をクレームの手段とする行為である。これらの事情を考慮すると、損害賠償請求については認められない。

指南針社、中唯社、ユニクロ社は判決を不服として、上訴した。

（3）二審の争点および判断

a. 二審の争点

ユニクロ社とユニクロ月星店はインターネット上での宣伝において係争標識を使用していたか。また、商品に係争標識を使用することは商標法上の使用に該当するのか。係争標識

は、係争商標と同一または類似するか。指南針社および中唯社は実際に係争商標を使用しているか。ユニクロ社とユニクロ月星店は、賠償責任を負うべきか。

b. 二審の判断

商標法4条によると、「自然人、法人またはその他の組織が、生産経営活動において、その商品または役務については、商標局に商標登録を出願しなければならない」と規定しているが、中唯社は1931件、指南針社は706件の登録商標を保有し、そのうちの一部は他人の馳名商標と称呼または外観において高い類似性を有している。

両社は過去にインターネット上に係争商標を売却目的で公開し、さらにファーストリテイリング社に対し商標権の譲渡を800万人民元で提案したことがある。中唯社および指南針社は使用を目的とすることなく、合理的あるいは正当な理由なしに、係争商標を含んだ大量の商標を出願し、商標の譲渡、訴訟などの手段を通じて利益を獲得している。

このような行為は、公共の利益を損なうとともに、社会の資源を不当に独占し、商標法44条1項の規定に該当する。

指南針社および中唯社が一審と二審で提出した証拠資料に示された実際の係争商標の使用態様は、いずれも商業

活動における商標使用の慣例と一致していない。そして、両社のビジネスモデルは登録商標の譲渡による利益の獲得、または訴訟を通じての賠償請求であることがわかる。両社自身は、係争商標を使用する意思もなく、実際に使用もしていないうえ、使用意思をもって商標使用に該当するとの主張には、法的根拠がない。

指南針社および中唯社は実際に係争商標を使用していないため、両社には損失が生じていない。一審がユニクロ社とユニクロ月星店に係争標識の使用の差止めを要求し、賠償責任を負わないと言い渡したことは、法に矛盾しない。上訴を却下し、原判決を維持する。

ユニクロ社は、係争商標が無効宣告され、上記判決の事実の根拠が欠くようになったとして、法律による再審を請求する条件に満たすと主張し、最高人民法院に再審を請求した(筆者注：中国では、二審終審制を採用しているが、当事者は人民法院の事実の認定や法律の適用等において、不備があると思う場合、二審終審制の例外として、最高人民法院に再審を求める権利を有する)。

(4) 再審の争点および判断

a. 再審の争点

指南針社および中唯社による係争商標に係る商標権の行使は権利濫用に当

たるか否か。

b. 再審の判断

最高人民法院は、北京市高级人民法院の判決およびこれまでに明らかになった事実に基づいて、以下のように判断する。

商標法7条は、「商標の出願および使用は、誠実信用の原則に従わなければならない」と規定している。この商標法は2014年5月1日から施行されたものであるが、民事基本法としては、1986年の「中華人民共和民法通則」において「民事活動は、自由意思、公平、等価、有償、誠実信用の原則を順守しなければならない」と規定されている。民法の基本原則は法律体系全般において基礎的で、かつ、全体的な作用を発揮し、商標の分野もこの例外ではない。

誠実信用原則はすべての市場活動参加者が従うべき基本原則である。一方、それは誠実な労働を通じて社会的財産を蓄積し、社会的価値を創造することを奨励し、支持し、それを基礎に形成された財産的権益および合法的かつ正当な目的に基づいてその財産的権益を支配する自由と権利を守る。

さらに、この基本原則は人々に対して市場活動のなかで信用誠実を重んじ、他人を欺くことなく、他人の合法的な利益、公共の利益および市場の秩序を損なわない前提の下で、自分の利益を求めることを要求する。民事訴訟

活動は同様に誠実信用の原則を順守しなければならない。

誠実信用の原則は、当事者が法律で定められた範囲内で自らの民事上の権利と訴訟上の権利を行使し、処分する権利を保障するとともに、他人の合法的権益と公共利益を損なわないことを前提に、善意をもって慎重に自分の権利を行使するよう求めている。

法律の目的と精神に反し、他人の正当な権益を損なう目的から悪意をもって権利を取得し、行使し、市場の正当な競争秩序を攪乱する行為は、権利濫用に該当する。そうした行為に関連するいかなる主張も法律の保護と支持を得てはならない。

指南針社および中唯社は正当な方法により商標権を取得した後に、明らかにユニクロ社等を狙って、高値での係争商標の譲渡を企てたが、その譲渡交渉は不成立に終わった。

その後、両社はユニクロ社、ファーストリテイリング社およびその店舗による当該商標権の侵害を理由にユニクロ社またはファーストリテイリング社およびその店舗のうちの1社を共同被告とする訴訟を起こした。

そして、ユニクロ社等の店舗数が多いという特徴を利用して、全国で基本的に同じ事実に基づく一連の訴訟を提起している。

客観的根拠に基づかないことを知りつつあえてユニクロ社、ファーストリ

テイリング社およびその多くの店舗に対して、係争標章の使用停止および賠償を求める訴訟を起こしたことは、明白である。これは明らかに誠実信用の原則に反しており、また司法資源を利用して、商標権に基づく不正な利益を得ようとする行為であって、法律により保護され得ない。

よって、指南針社および中唯社の悪意ある訴訟に関するユニクロ社の抗弁を支持する。

二審は、指南針社および中唯社の悪意を考慮し、その賠償請求を支持しない旨の判決を下した。しかし、誠実信用をもって商標権を行使したか否かについて十分に考慮しておらず、法律の適用に誤りが認められる。

再審判決では、一審判決、二審判決を取り消し、指南針社および中唯社の訴訟上の請求はすべて棄却する。

(5) コメント

商標の出願および使用は、誠実信用

の原則に従わなければならない。

誠実信用の原則に反して他人の馳名商標と類似する商標を大量に登録し、司法手続きを計画的に利用して不正な利益を得ようとする行為に対して、最高人民法院はそれを支持しない判断を示した。

商標権の悪意の取得および利用により不正な利益を得ようとする行為は、法律の保護を受けないことを最高人民法院が明確に示したものと評価でき、健全かつ整然とした商標の秩序の構築、市場環境の浄化、不正に取得した商標権に基づく悪意の訴訟の抑止に対して有意義である。

5. おわりに

本稿では、中国商標法4条、7条の規定について解説するとともに関連する事件を紹介した。次回は、第1章の残りの規定を紹介する予定である。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士
早稲田大学非常勤講師。元弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。
世界知的所有権機関 (WIPO) (スイス、ジュネーブ) で開催されたマドリッドシステムに関するワーキンググループに、日本弁理士会の代表として参加する等、国際的に活躍している。
【連絡先】〒104-0031 東京都中央区京橋 1-3-2 モリイビル4F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所 シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士
1996~2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。「中国デザイン関連法」(発明協会) 共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」(発明協会) 翻訳。
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室 quanxz@longanlaw.com